



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	令和5年 第3回定例会市会の招集	行財政局財務課	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	2
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	5
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	7
告示	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧	環境局環境保全課	9
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(前開中自治会)	地域協働局地域活性課	11
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	14
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の名称等の変更	福祉局くらし支援課	15
告示	生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	16
告示	生保護法による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	20
公告	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による理事長の氏名及び住所の届出(岡本クレセントハイツマンション建替事業)	建築住宅局政策課	21
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	22
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	23

神戸市告示第338号

令和5年9月14日神戸市役所内に第3回定例会を招集する。

令和5年9月7日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第348号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
2. 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
3. 返還事務を行う時間
魚崎浜保管所及び稗原保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
4. 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
5. その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和5年8月1日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 15台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 2台	令和5年8月2日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	深江駅周辺	自転車 6台	令和5年8月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	魚崎駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 11台	令和5年8月8日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 10台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 3台	令和5年8月8日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車 5台	令和5年8月8日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

別表

	摂津本山駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	大石駅周辺	自転車	1台	令和5年8月17日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	0台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	新在家駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	13台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台		
	六甲駅周辺	自転車	0台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	1台	令和5年8月18日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	1台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	12台	令和5年8月24日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	10台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	17台	令和5年8月25日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	J R住吉駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		

神戸市告示第 349 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 9 月 19 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 6 台	令和5年8月22日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 6 台	令和5年8月29日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年8月17日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 4 台	令和5年8月17日	

神戸市告示第350号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年8月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和5年8月7日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 2台	令和5年8月14日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年8月18日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年8月23日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年8月28日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示351号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同法第15条第4項の規定に基づき告示し、当該申請に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供する。なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第15条第6項の規定によりより意見書を提出することができる。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
神戸市（建設局）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市建設局長 小松 恵一
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
神戸市東灘区向洋町東2丁目1番1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
汚泥の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥
- 5 申請年月日
令和5年8月7日
- 6 縦覧場所
 - (1) 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザ EAST 2階
神戸市環境局環境保全課
 - (2) 神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号東灘区役所4階
東灘区役所地域協働課
- 7 縦覧期間
令和5年9月20日（水）から10月19日（木）まで
ただし、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及びその他の法令で定める休日は除く。
- 8 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
- 9 意見書の記載事項
提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象事業の名称、生活環境の保全上の見地からの意見（すべて日本語で記載すること）。
- 10 意見書の提出期限
令和5年11月2日（木）まで
- 11 意見書の提出先
郵送及び持参先：
郵便番号 651-0086
神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザ EAST 2階

神戸市環境局環境保全課 民間施設担当

電子メールアドレス：sanpaisinsa@office.city.kobe.lg.jp

ファクシミリ番号：078-595-6256

12 意見書の提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ、直接持参のいずれか。郵送の場合は、消印日を提出日とみなす。

神戸市告示第352号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、前開中自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	前開中自治会
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町前開522番地の1
代表者の氏名	清水 智明
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町前開522番地の1

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 平成31年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町前開442番地の1	神戸市西区伊川谷町前開555番地の3
代表者の氏名	山口 直樹	秋宗 功二
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町前開442番地の1	神戸市西区伊川谷町前開555番地の3

(2) 令和2年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町前開555番地の3	神戸市西区伊川谷町前開569番地の1
代表者の氏名	秋宗 功二	植野 博司
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町前開555番地の3	神戸市西区伊川谷町前開569番地の1

(3) 令和3年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町前開569番地の1	神戸市西区伊川谷町前開1979番地
代表者の氏名	植野 博司	丹家 守
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町前開569番地の1	神戸市西区伊川谷町前開1979番地

(4) 令和4年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町前開1979番地	神戸市西区伊川谷町前開865番地
代表者の氏名	丹家 守	木下 伸之
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町前開1979番地	神戸市西区伊川谷町前開865番地

(5) 令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町前開865番地	神戸市西区伊川谷町前開522番地の1
代表者の氏名	木下 伸之	清水 智明
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町前開865番地	神戸市西区伊川谷町前開522番地の1

令和5年9月19日 神戸市公報第3826号

神戸市告示第353号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
むさし歯科医院	神戸市灘区岩屋中町4丁目3番15号	令和5年8月1日
生田川薬局	神戸市中央区吾妻通6丁目4番17号	令和5年8月1日
こはく薬局	神戸市中央区多聞通2丁目1番12号	令和5年8月1日
ながれ内科クリニック	神戸市兵庫区駅南通1丁目2番3号	令和5年9月1日
ウエルシア薬局 神戸王塚台店	神戸市西区王塚台1丁目103番地	令和5年9月1日
なかむら整形外科・内科クリニック	神戸市東灘区魚崎南町7丁目1番8号	令和5年9月1日
本山リュックアカリニック	神戸市東灘区田中町1丁目6番11号	令和5年9月1日
神戸在宅診療クリニック	神戸市中央区中尾町7番5号	令和5年9月1日
いけざわ神戸元町クリニック	神戸市中央区三宮町3丁目7番6号	令和5年9月1日
KOBE皮膚科クリニック 神戸東灘院	神戸市東灘区岡本1丁目6番7号	令和5年8月1日
おのデンタルクリニック	神戸市東灘区深江北町3丁目10番11号	令和5年7月1日

神戸市告示第354号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
こもれび薬局	神戸市中央区旭通4丁目1番2号の2	令和5年7月31日
むさし歯科医院	神戸市灘区岩屋中町4丁目3番15号	令和5年7月31日
生田川薬局	神戸市中央区吾妻通6丁目4番17号	令和5年7月31日
こはく薬局	神戸市中央区多聞通2丁目1番12号	令和5年7月31日

神戸市告示第355号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
訪問看護ステーション神楽	(新)神戸市兵庫区湊川町6丁目3番22号 (旧)神戸市兵庫区松本通7丁目1番39号	令和5年6月1日
YUAI 訪問看護ステーション	(新)神戸市須磨区友が丘4丁目1番地101 (旧)神戸市須磨区友が丘3丁目126	令和5年6月1日

神戸市告示第356号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

1 介護事業者

当該廃止にかかる 介護事業所の名称	当該廃止にかかる 介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる 事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
こもれば薬局	神戸市中央区旭通 4丁目1番2号の 2	こもれば薬局合 同会社	神戸市北区山田町上 谷上字上ノ山6番2 号	令和5年7月31 日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導
むさし歯科医院	神戸市灘区岩屋中 町4丁目3番15 号	武蔵 泰弘	神戸市北区広陵町3 丁目125番地	令和5年7月31 日	訪問看護 訪問リハビリテ ーション 居宅療養管理指 導 介護予防訪問看護 介 護予防訪問リハビリテーシ ョン 介護予防居宅療養管 理指導
生田川薬局	神戸市中央区吾妻 通6丁目4番17 号	株式会社アクシ ス	神戸市中央区吾妻通 6丁目4番17号	令和5年7月31 日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導
こはく薬局	神戸市中央区多聞 通2丁目1番12 号	株式会社R&Y	大阪市北区樋之口町 1丁目20番280 6号	令和5年7月31 日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導

神戸市告示第357号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
訪問看護ステーション 神楽	(新)神戸市兵庫区湊川町6丁目3番22号 (旧)神戸市兵庫区松本通7丁目1番39号	医療法人社団 渾深会	神戸市兵庫区大開通8丁目2番2の102号	令和5年6月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
介護センター きょうどう	(新)神戸市長田区腕塚町2丁目2番10号 (旧)神戸市長田区腕塚町2丁目1番15号	株式会社 クリエイト兵庫	神戸市長田区腕塚町2丁目1番15号	平成27年7月13日	居宅介護支援 (ケアプラン作成)
玉津あんしんすこやかセンター	(新)神戸市西区玉津町小山180番地3の307号 (旧)神戸市西区持子3丁目3番102号	特定医療法人 誠仁会	明石市大久保町大窪2095番地の1	令和5年6月19日	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント
(新)ひだまりの家 須磨妙法寺	(新)神戸市須磨区桜の杜1丁目208番211号	株式会社 レオ・ソリューションズ	神戸市北区広陵町6丁目134	令和元年7月1日	地域密着型通所介護 通所型サービス(独自)

(旧)ひだま りの家こ ろ	(旧)神戸市西区 池上2丁目20 番1号				
(新)ぐっど ケアプラン センター	(新)神戸市兵庫 区東山町1丁目 11番地1	株式会社グ ッドケア	神戸市兵庫 区菊水町8 丁目2番1 号	令和5 年3月 1日	居宅介護支援 (ケアプラン 作成)
(旧)ぐっど ケアプラン センター	(旧)神戸市兵庫 区東山町2丁目 12番1号				

神戸市告示第358号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
橋詰 昇汰（k e i l o w神戸 三宮ステーショ ン）	橋詰 昇汰	神戸市中央区国香通6丁目2番 15号	令和5年9月1 日

神戸市告示第359号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年9月19日

神戸市長 久元喜造

はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)吉田 博樹 (からだ元気治療院 兵庫店)	吉田 博樹	(新)神戸市長田区御屋敷通6丁目4番7号	令和5年8月1日
(旧)吉田 博樹 (からだ元気治療院 須磨店)		(旧)神戸市須磨区離宮前町1丁目1番41号	

神戸市公告

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年6月19日法律第78号）第25条第1項の規定により、岡本クレセントハイツマンション建替組合から、次の者を理事長に選出した旨の届出がありましたので同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 氏名

株式会社ハンドインハンド 代表取締役 橋谷 惟子

2 住所

兵庫県神戸市東灘区岡本1丁目5番14号

神戸市水道告示第17号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年9月19日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
36041	株式会社 北神水道商会	神戸市北区鈴蘭台北町 3丁目25番5号	亀田 真	令和5年4月19日

神戸市水道告示第18号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年9月19日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
71440	株式会社 グローウィン オール	大阪府大阪市港区磯路 3-24-11	宮崎 泰任	令和5年9月6日